新たな森林環境保全基金事業計画について

資料5

森林及び環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成２３年山梨県条例第４０号）

背 景 ・ 経 緯

○ 県土の約７８％を占める貴重な財産である森林を、県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐため、概ね４期２０年程度を見据えた森林整備を進めるための取り組みとして、平成２４年度から森林及び環境の保全に係る県民税の超過課税（森林環境税）を導入

○ 税収は基金に積み立て、「多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり」「木材・木質バイオマスの利用促進」「社会全体で支える仕組み」の３つの基本施策に基づき、荒廃森林再生を中心とする様々な事業を展開（第Ⅰ期 平成２４年～　第Ⅱ期 平成２９年～　第Ⅲ期 令和４年～　）

事業計画について

○ 森林環境税については、条例において「おおむね５年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」（附則第４条）と規定

○ このため、第Ⅲ期計画の最終年度に当たる令和８年度においても、事業の実績・効果の検証を行うとともに、社会情勢の変化なども踏まえつつ、新たな計画の内容について検討

✓ 新たな計画のポイント

方 向 性

基本施策を継承しつつ、荒廃森林の再生と森林資源の循環利用などを通じて、森林の公益的機能を持続的に発揮する『新たなやまなしの森』づくり

課題①：豊かな恵みを育む森づくり

引き続き荒廃森林の解消に向け、荒廃森林の再生や県民参加による森づくりなどに取り組み、森林の公益的機能の維持・向上を図る必要がある。

👉 **新たな課題への対応**

課題②：人と生きものが共生する里山再生、課題③：花粉の少ない森林づくり

一方で、気候変動の影響に加え、クマによる人身被害への対応や花粉発生源対策など、森林に求められる役割は一層多様化している。

課題④：県内経済の好循環に資する地域材の利用拡大

また、県内人工林の約８割が利用期を迎える中、森林の公益的機能を将来にわたり持続的に発揮していくためには、豊富な森林資源の循環利用を進めながら適切な更新を図ることが求められている。

※　また、国の森林環境税との役割分担に引き続き留意しつつ、市町村では対応が困難な広域的課題や新たな社会的要請に対応するため、施策の充実を図る。

第Ⅳ期計画では、公益的機能の持続的な発揮に向けた
『新たなやまなしの森』づくりを推進し、県民の安全・安心と持続可能な地域社会の実現を目指す。

山梨県森林環境保全基金事業　第Ⅳ期（R9年度～R13年度）計画の概要

1　基本施策

土砂災害の防止などの公益的機能を持つ森林を県民全体で守り育て、次の世代に引き継ぐため、引き続き次の３つの基本施策に基づき事業を推進

多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり　　**木材・木質バイオマスの利用促進**　　**社会全体で支える仕組み**

2　これまでの成果

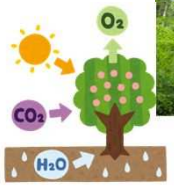
３つの基本施策に基づく事業展開により一定の成果

基本施策及び基金事業	単位	第1-2期 実績	第3期（R4～R8） 計画	実績（R4）	実績（R5）	実績（R6）	実績（R7）	実績（R7まで）	計 実績
（1）多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり									
荒廃森林再生事業	ha	6,624	3,460	422	402	398	233	1,455 ［42%］	8,079
里山再生事業	ha	1,028	500	24	25	7	12	68 ［14%］	1,096
広葉樹の森づくり推進事業	ha	120	30	7	5	5	3	20 ［67%］	140
（2）木材・木質バイオマスの利用促進									
学校施設等における県産材学習用備品の導入支援	組	1,501	―	―	―	―	―	―	―
未利用材活用促進事業	㎥	―	18,500	9,153	14,864	14,988	3,700	42,705 ［231%］	42,705
（3）社会全体で支える仕組み（主なもの）									
教育機関等が実施する森林体験活動に対する助成	機関	129	―	―	―	―	―	―	―
基金運営協議会の開催	年１～2回開催								
情報誌の発行	年1回								

森づくりが生み出す主な恵み











森林環境税を活用した森林整備により、県税導入(平成24年度)から昨年度(令和7年度)までに、合計8,079haの間伐を実施しました。これにより、私たちの暮らしを支えるさまざまな効果が生まれています。

温暖化を防ぎ、未来を守る

森林の整備によって、森林の二酸化炭素吸収機能が高まり、年間約2.5万t-CO_2の吸収量増加が期待される。これは一般家庭約1万世帯分の年間排出量に相当する規模であり、脱炭素社会の実現に貢献しています。

水を蓄え、暮らしを支える

森林の整備によって、森林内へ到達する降雨量は年間約8,700万㎥と推計される。これは約79万人分の年間生活用水量に相当する規模の降雨であり、森林が水循環を支える重要な役割を果たしています。

3　第Ⅳ期計画で取り組む事業

社会情勢の変化

- 気候変動の影響等により、豪雨災害リスクへの対応が重要となっている
- クマ等野生鳥獣との共生や花粉発生源対策など、森林に求められる役割が多様化している
- 建築用材として活用可能な森林資源が充実し、県内人工林の約８割が利用の適期を迎えている
- 脱炭素やSDGsへの関心の高まりを背景に、森林整備への参画や地域材利用の機運が高まっている

主な取り組み　　社会情勢の変化を踏まえ第Ⅳ期計画にて新たに位置付ける取り組み

（１）　多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

①　荒廃森林再生事業

林業適地以外の人工林において間伐や更新伐を実施し、針広混交林への誘導・造成

- 群状・帯状伐採跡地における広葉樹の再造林

②　里山再生事業

荒廃した里山林やクマ出没緩衝ゾーン、重要インフラ施設周辺において、不用木や侵入竹の除去・集積

- クマの移動経路や棲み処となる薮等の刈り払い及び継続的な維持管理

③　多様な森づくり推進事業

森林の状態に回復していない林地や林野火災跡地において、多様で持続的な森林への再生

- 林野火災跡地における森林状況や立地条件に応じた樹種による再造林

④　花粉の少ない森づくり推進事業（仮称）

企業の寄附金を活用し、人口集積地に隣接するスギ・ヒノキ人工林を対象に、花粉の少ない森林への転換を推進

- 高齢級化したスギ・ヒノキ荒廃森林について、計画的な伐採を行い、花粉の少ない苗木を植栽

（２）　木材・木質バイオマスの利用促進

①　やまなし木の建築推進事業費

地域経済を支える木材産業の活性化を図るため、県産材の高付加価値利用を促進

- 住宅や店舗など民間建築物における木造化・木質化及び県産材利用の促進

②　木質資源地域内循環利用促進事業（仮称）

- 林地内に残されている未利用材の搬出・利用を支援し、地域内における木質資源の循環利用を推進

（３）　社会全体で支える仕組み

①　県民参加の森林づくり推進事業

森林の有する多面的機能に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育など普及啓発を推進

②　やまなしの森づくり・CO２吸収認証制度推進事業費

環境保全への関心の高まりを踏まえ、企業等による森づくり活動の見える化とともに、多様な主体による参画を促進

- 県内で森づくり活動を行う企業団体等のCO２吸収量を認証し、県民参加による森づくりを促進



※本画像はAIにより生成したイメージであり、実際の風景・施設等とは異なります。

山梨県森林環境税と国の森林環境譲与税の役割

森林の公益的機能を将来にわたり発揮していくため、県税と国税がそれぞれの役割に応じて活用されている

	県税（森林環境税）	国税（森林環境譲与税）	
導入経緯	災害の防止、水源のかん養その他の公益的機能を有し、全ての県民に多くの恵沢をもたらす森林を保全し、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化を防止するための取組を一層推進していくことが重要であることに鑑み、森林及び環境の保全に関する施策を実施するために必要な財源を確保するため、平成24(2012)年４月に導入	パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に森林環境譲与税が創設	
実施主体	県	県	市町村
使　　途	森林及び環境の保全に関する施策	森林の整備、人材の育成及び確保、普及啓発 木材利用の促進に関する施策	
使途の考え方	県全域の課題解決に資する事業	市町村の取り組みを支えるための事業	地域の実情に応じた独自の事業
取り組み	森林整備、森林資源の循環利用	森林集積・集約化、スマート林業、担い手対策、木材利用促進・普及啓発	
	■ 荒廃森林再生　（間伐、更新伐） ■ 里山再生　（人里周辺の緩衝帯整備、重要インフラ周辺整備） ■ 多様な森づくり　（広葉樹造林、花粉発生源対策、火災跡地の再生） ■ 地域材利用拡大（建築物への利用促進、森林資源地域内循環利用） ■ 社会全体で支える森づくり （森林環境教育、県民等への森づくり参加の促進）	■ 森林資源情報システム構築運営 ■ 林業の担い手の確保・育成 ■ 農林大学校の運営 ■ 県産材製品の開発・販路拡大	■ 境界確認、森林所有者意向確認 ■ 危険木除去、森林病害虫被害対策 ■ 林道の整備・維持修繕 ■ 公共施設の木造化・木質化、木製品贈呈 ■ 都市部自治体との交流 ■ 地域林政アドバイザーの雇用